平成 26 年 3 月 11 日

江戸川区長

多田　正見　様

公共事業改革市民会議

代表　橋本　良仁

「江戸川高規格堤防整備事業」と一体の
「北小岩一丁目東部土地区画整理事業」に関する
公開質問書（その４）

昨年 9 月 30 日以降、私たちは江戸川区に対して、「『江戸川高規格堤防整備事業』と一体の『北小岩一丁目東部土地区画整理事業』に関する公開質問書」を三度提出してきました。私たちがこのように公開質問書の提出を繰り返してきたのは、現住居を終の棲家として余生を送るとしてきた人たちを江戸川区が強制的に追い立てることはあってはならないことであり、地元住民の方々との話し合いを江戸川区にとことん求める必要があると考えたからです。

しかし、江戸川区は、現住居に住み続けなければならない人たちに対して有形無形の圧力を加えており、2 月 17 日からは建物が除却された場所で建物基礎やガス・上水道・下水道などのライフラインの撤去工事を進めています。現住居につながるライフラインには手を付けないことになっているとはいえ、周辺で喧噪の撤去工事がどんどん行われる状況は居住者に少なからぬ心理的負担を与えています。そして、2 月 3 日には「一日も早く建築物等の除却に向けて」という除却催促書が出されています。

このような状況において、私たちは地元住民の生活を守るため、江戸川区に対して下記のとおり、4 回目の公開質問書を提出することにしました。真摯にお答えくださるよう、お願いします。

１　盛土工事の事業主体について

国土交通省関東地方整備局長と江戸川区長が平成 25 年 5 月 30 日に締結した「北小岩一丁目地区高規格堤防整備事業及び北小岩一丁目東部土地区画整理事業に関する基本協定書」により、高規格堤防の盛土工事は国土交通省が実施することになり、この協定に沿って北小岩一丁目東部土地区画整理事業を進めるため、事業計画変更の手続きがようやく、今年 1 月下旬になって始められました。現在は縦覧、意見書の提出が終わり、今後、東京

都都市計画審議会の審査が行われることになっています。最終的に東京都知事が事業計画変更について判断を示す（修正要求又は意見書提出者への通知）まで、手続きは１年程度の期間がかかるとされています。

この事業計画変更の手続きが完了するまでは、上記の協定に沿って国土交通省が高規格堤防の盛土工事を行うことはできません。上記の協定に沿った国土交通省と江戸川区の工事分担が土地区画整理法の上で法的に可能となるのは、この事業計画変更の手続きが終わってからになるからです。

となれば、北小岩一丁目東部地区「まちづくり懇談会」配布資料の「今後の事業スケジュール」では今年の早い時期から国土交通省が盛土工事を始めることになっていましたが、盛土工事は大幅に遅らさざるを得ないことになります。このことに関して以下質問します。

（１）現在の盛土工事の事業主体

事業計画変更前の現在の北小岩一丁目東部土地区画整理事業では盛土工事の事業主体は江戸川区以外にありえませんが、このことについて江戸川区の見解を示してください。

（２）事業計画変更後の盛土工事の事業主体

上記の協定に沿った国土交通省と江戸川区の工事分担が土地区画整理法の上で法的に可能となるのは、事業計画変更の手続きが終わってからになりますが、このことについて江戸川区の見解を示してください。

（３）盛土工事の開始時期

以上のことを踏まえれば、国土交通省が実施する盛土工事は事業計画変更の手続きが完了するまで、大幅に遅らさざるを得ないことになります。もし、今年の早い時期に国土交通省が盛土工事を開始することがあれば、それは土地区画整理法に違反することになります。このことについて江戸川区の見解を示してください。

２　地元住民との話し合いについて

私たちは、江戸川区が地元住民の方々との話し合いをとことん進めることを求めてきました。これに対して、江戸川区からは話し合いを続けるとの回答があるものの、実際に話し合いに真摯に取り組んだという形跡が見られません。以下、このことについて質問します。

（１）地元住民との話し合いの記録について

地元住民の住宅を訪問したことおよび話し合いの内容についての記録を江戸川区に求めても、そのような記録はないとの答が返ってきています。江戸川区はそのように重要な記録をなぜ残そうとしないのでしょうか。その理由を明らかにしてください。

（２）地元住民との話し合いの回数について

地元住民の住宅を訪問したことおよび話し合いの内容についての記録がないのは、記録するほどの訪問もせず、話し合いもほとんどしてこなかったことを意味しているのではないでしょうか。現在、北小岩一丁目東部に居住している地元住民との話し合いを今まで何回行ったことがあるのでしょうか。その延べ回数と対象家屋数を明らかにしてください。

（３）地元住民との話し合いをほとんどしてこなかった真の理由は？

現在、北小岩一丁目東部に居住している地元住民との話し合いをほとんど行ってこなかったのは、それらの住民は現在は不同意であっても、工事が進行していけば、いたたまれなくなって、いずれは出ていかざるを得なくなると、高を括っているからではないでしょうか。とすれば、そのようなやり方は反対住民の切り捨てでしかありません。このことについて江戸川区の見解を示してください。

（４）地元住民との真摯な話し合いを！

現在、居住している地元住民との話し合いを江戸川区がほとんど進めてこなかったことは明らかです。私たちは、江戸川区が現在、居住している地元住民との話し合いを真摯に行うこと、膝を突き合わせてとことん話し合いを行うことをあらためて求めます。このことについて江戸川区の見解を示してください。

以上

本件についてのお問い合わせ先
公共事業改革市民会議・事務局（遠藤）
TEL&FAX：045-620-2284
Mail：jimukyoku@stop-kyoujinka.jp
HP：http://stop-kyoujinka.jp/